

ばあとなあの保険について (保険の案内：二枚目から)

#### 平成26年度の保険料

受任している人は2995円

受任していない人は2150円

内訳

基礎保険料 700円

事務委託費 200円

活動負担金 1250円

基金の積み立て金 845円 →受任している人のみ

(保険とは別に日本社会福祉士会が救済のために積み立てているもの)

日本社会福祉士会と委託契約しており、

今年度は1万円の登録料が引き落とされ、その中から上記金額を日本社会福祉士会が徴収。残額が宮城県社会福祉士会へ支払われています。

#### 上記とは別に

受任している人は、保険料を支払います。受任件数に応じます。(2015年1月末時点の件数：案内参照)

#### 平成27年度の保険料

基礎保険料 700円

事務委託費 200円

活動負担金 700円 (金額がさがったようです)

預金 845円 (26年度は基金の積み立て金という名称。27年度からは預金とするようです)

上記を徴収するとのことでした。

詳細はまだ確定ではなく、年度がかわったら連絡があります。

## 都道府県社会福祉士会

2014年度「ばあとなあ」名簿登録者限定 Cプラン概要説明チラシ(詳細版)

「ばあとなあ」名簿に登録された皆様へ

社団法人日本社会福祉士会  
〒160-0004  
東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル  
TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543

# 社会福祉士賠償責任保険制度 【Cプラン】〈成年後見業務限定プラン〉

会員の皆様が安心して成年後見業務に従事できるように、賠償金や弁護士費用などを補償する保険として、都道府県社会福祉士会「ばあとなあ」名簿登録者専用の保険制度として平成18年に開発いたしました。

## 被保険者(保険の補償を受けられる方)

都道府県社会福祉士会「ばあとなあ」名簿に登録のある会員の方限定になります。

## 補償対象期間について

「ばあとなあ」名簿に登録されている期間が補償の対象となります。

※「ばあとなあ」名簿からの抹消手続きを行った場合は、名簿から抹消された時点で補償対象の対象外となりますので、名簿登録中に行った後見業務による事故で名簿から抹消後に賠償請求された場合、補償の対象外となりますのでご注意ください。

## Cプランの保険加入手続きのスケジュール

保険の加入につきましては、任意加入方式ではなく、**名簿登録者は全員加入を義務**付けています。

※都道府県社会福祉士会からの登録者名簿に基づき、日本社会福祉士会にて加入手続きを行いますので、皆様が個別に加入手続きをしていただく必要はありません。

また、基本保険料は名簿登録料より負担していますので、皆様から別途、保険料負担は必要ありません。なお、受任件数に応じた個人負担保険料は口座振替または個別に払込いただく必要がありますので、振替口座の登録または保険料払込み手続きについて、遺漏なきようよろしくお願いします。

時期	保険加入スケジュール
2014年2月	<p><b>2014年1月末時点での受任件数を報告</b> ※報告いただいた受任件数を基に、2013年5月に各会員の皆様にご負担いただく保険料を決定します。</p>
2014年5月	<p>加入証と、上記2月にご報告いただいた、2014年1月末時点での受任件数にて決定した掛金(保険料+制度運営費)のご案内を会員の皆様にご送付させていただきます。 ※すでに口座振替をご利用で、ご送付する掛金(保険料+制度運営費)のご案内にご指定の口座が記載されている方は、手続きは不要です。 ※これまで口座振替の設定をされていない方には、<b>口座振替依頼書と郵便払込用紙をお送りいたします。</b> 成年後見業務は複数年に渡って業務を続ける方が多くなりますので、掛金のお支払いには口座振替をお勧めいたします。<b>口座振替依頼書は6月15日までにご返送ください。</b> 郵便払込をご希望の方は同封の郵便払込用紙にて7月末までに掛金をお支払いください。 ※保険料負担のご案内をさせていただく対象の名簿登録の方は、受任件数が1件以上の方のみとなります。 受任件数0件の場合は加入証のみお送りします。 <b>会員の皆様の代表として、日本社会福祉士会が2014年6月1日から1年間の保険契約を保険会社(代理店)と締結します。個別に保険加入手続きを行っていただく必要はありません。</b></p>
2014年7月	<p>掛金を7月28日にご指定の口座から掛金を振替をさせていただきます。 ※保険料の口座振替ができなかった場合、または保険料の払込を7月27日までにいただけなかった場合、払込みが確認できるまでの間、既に送付させていただいている加入証は無効となり、また、保険の補償を受けることもできませんのでご注意ください。</p>
以降、次年度の流れは上記に準じます。	

## 【重要なお願い】

掛金(保険料+制度運営費)をご負担いただく対象の会員の皆様から掛金が支払されない場合、会員の皆様の保険契約全体が成立しない場合がありますので、必ず口座振替か郵便払込によって掛金のお支払をお願いいたします。

掛金(保険料+制度運営)について(制度運営費はA・Bプランにご加入いただいている場合でもABCそれぞれの契約ごとに300円徴収させていただきます。)

皆様に負担いただく掛金(保険料+制度運営費)は、2014年1月末時点での受任件数により変動します。その内訳は以下の通りとなります(5月に決定した掛金のご案内を送付させていただきます。)

保険料(掛金)について	受任件数	0件	1件	2件	n件
	保険会社に払い込む年間保険料(①)	700円	1,600円	2,500円	700円+n件×900円
	基本保険料(名簿登録料より支払)(②)	700円	700円	700円	700円
	会員が負担する年間保険料(③=①-②)	0円	900円	1800円	n件×900円
	会員が負担する年間制度運営費(④)	0円	300円	300円	300円
	会員が負担する実際の掛金(③+④) (保険料+制度運営費)	0円	1,200円	2,100円	n件×900円+300円

この計算式により掛金を算出いたします。上表に表示のない受任件数(3件以上)の場合もこの計算式によります。

## 主な補償内容について

被保険者が、日本国内での成年後見業務に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(次に掲げる場合に限りま  
す。)に対して保険金をお支払いします。

補償内容		ご契約金額(保険金額)	
賠償責任保険	業務遂行責任	業務上の事故により発生した他人の身体障害または財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担された場合	(1事故) 対人1億円 (1事故) 対物5,000万円
	人格権侵害	業務上の行為に起因する人格権侵害について法律上の損害賠償責任を負担された場合	(期間中) 100万円
	個人情報漏洩賠償責任	業務上取り扱う個人情報の漏洩に起因して法律上の損害賠償責任を負担された場合	(期間中) 100万円
	経済損害賠償責任	業務上の行為に起因して発生した他人の経済損害について法律上の損害賠償責任を負担された場合	(期間中) 200万円
	受託物賠償	業務上被保険者が占有・使用・管理する他人の財物の損壊(紛失・盗難・詐取を含みます。)について、正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合	(期間中) 100万円
	受託現金・貴重品賠償	業務上被保険者が占有・使用・管理する他人の現金・通帳・キャッシュカードなどの紛失、盗難などについて、正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合	(期間中) 100万円
傷害総合保険	死亡・後遺障害保険金	5万円(限度額)	

## お支払いする保険金の種類について

### 【賠償責任】

① 損害賠償金	被保険者が被害者に対して支払う法律上の損害賠償金。賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。示談される場合は、日本興亜損保の承認が必要です。
② 損害防止費用	損害賠償請求が提起されるおそれのある状況が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用のうち必要または有益であった費用です。(対人・対物賠償事故のみがお支払いの対象となります。)
③ 緊急措置費用	損害賠償請求が提起されるおそれのある状況が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用のうち、緊急措置のために要した費用およびあらかじめ日本興亜損保の書面による同意を得て支出した費用です。
④ 協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて協力するために要する費用のうち直接支出した費用です。
⑤ 初期対応費用	損害賠償請求が提起されるおそれのある状況が発生した場合に支出した事故現場の保存費用、事故状況の調査・記録費用、事故原因調査費用、事故現場の清掃費用などです。(対人・対物賠償事故のみがお支払いの対象となります。ご契約期間を通じて100万円が限度。ただし、事故原因調査費用については30万円が限度となります。)
⑥ 対人見舞費用	対人賠償事故が発生した場合に、被保険者が支出した見舞金または見舞品の購入費用です。(ご契約期間を通じて3万円が限度)
⑦ 争訟費用	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟、仲裁、和解、調停費用、弁護士報酬などです。
⑧ 権利保全費用	第三者に対して損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全、行使に必要な手続きをするために支出された費用です。

※上記⑤⑥および⑦の各種費用の支出にあたっては、保険会社の事前の書面による同意(⑥および⑦)または承認(⑤)が必要となります。

※上記①②③および⑧を合算してご契約金額が限度となります。

※結果的に損害賠償責任が発生しない場合でも③から⑦まではお支払いします。

### 【傷害】

死亡保険金	偶発的な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金をお支払いします。
後遺障害保険金	偶発的な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて後遺障害保険金額の3~100%をお支払いします。

## 保険金をお支払いする主な例について

- お客様に誤ってお茶をかけてしまいヤケドを負わせてしまった。(対人賠償)
  - お客様と接触して転倒させてしまった結果、足を骨折させてしまい、賠償請求を受けた。(対人賠償)
  - 相談に乗るため利用者宅を訪問した際、棚にあった花瓶を落としてしまい賠償請求を受けた。(対物賠償)
  - 利用者の名前を誤って公表してしまい、プライバシーの権利の侵害だとして利用者から賠償請求を受けた。(人格権侵害)
  - お客様情報の記載のある鞆を電車の網棚に置き忘れ、第三者により悪用され、賠償請求を受けた。(個人情報漏えい)
  - 利用者との意思疎通が不十分で、誤った施設入所契約を結んでしまい、契約取消費用に対する賠償請求を受けた。(経済的損害)
  - 利用者から預かっていた財物を破損させてしまった。(受託物賠償)
  - 公共料金の支払いを依頼され、利用者から預かった通帳が何者かに盗まれ、お金を引き出されてしまった。(受託物賠償)
- 注)Cプランは成年後見業務中に起こした事故の結果、法律上の賠償責任を負担する場合に保険で補償されます。なお、一般的に「法律上の賠償責任はないが、道義的責任がある」という場合、成年後見以外の業務、日常生活中における事故による賠償責任等には保険補償の対象にはなりません。

## 成年後見業務以外の社会福祉士としての業務に関わる賠償責任保険について

成年後見業務以外の社会福祉士としての業務についての補償も是非ご加入ください。

- 施設などに勤務している方 ⇒「Aプラン」もご検討ください。
- 独立型名簿に登録されている方 ⇒「Bプラン」もご検討ください。



## 保険金をお支払いできない主な場合について

### 【賠償責任共通】

- (1)故意による事故
- (2)戦争・変乱・暴動・労働争議・政治的または社会的騒擾
- (3)地震・噴火・洪水・津波またはこれらに類似の自然現象による事故
- (4)被保険者と第三者との間にあらかじめ損害賠償に関し特別な取り決めがあった場合、その取り決めに基づいて負担する損害賠償責任
- (5)被保険者の同居の親族に対して負担する損害賠償責任
- (6)社会福祉士の業務に従事中の被保険者の使用人の身体の障害について負担する損害賠償責任
- (7)直接であると間接であると問わず、排水または排気(煙を含みます。)に起因して負担する損害賠償責任
- (8)平成12年4月1日より前に発生した身体の障害もしくは財物の損壊または行われた行為に起因する損害賠償請求
- (9)この保険契約の加入手続日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある他人の身体障害もしくは財物の損壊またはこれらの原因となる事故もしくは事由が既に発生していることを被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、これらに起因する損害賠償請求
- (10)この保険契約の加入手続日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- (11)弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、建築士その他法令に資格および業務内容が規定されており、かつ無資格者に対する罰則が規定されている専門的職業行為に起因する損害賠償請求
- (12)株主代表訴訟(法人組織の場合)
- (13)秘密漏洩

など

### 【賠償責任—業務遂行固有】

- (1)自動車、航空機、車両(原動力がもつばら人力であるものを除きます。)、船舶または動物の所有・使用または管理に起因する損害賠償請求
- (2)屋根・樋・扉・戸窓または通風口などから入る雨または雪などにより発生した財物の損壊に起因する損害賠償請求

など

### 【賠償責任—個人情報漏洩固有】

- (1)ご契約者または被保険者が法令に違反することを知りながら(知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)行った行為に起因する事故
- (2)被保険者に対して行政機関からの指導または個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第34条(勧告及び命令)の規定による勧告もしくは命令(以下「指導など」といいます。)がなされた場合において、当該指導などがなされてから被保険者が必要または適切な措置を完了するまでの間に発生した、当該指導などの対象となった個人情報の取り扱いに起因する事故
- (3)国または公共団体の公権力の行使(法律などによる規制または要請を含みます。)による個人情報の差押え、収用、没収、破壊、開示など。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。
- (4)客観的に発生の実事の確認できない事故
- (5)偽りその他不正な手段により取得した個人情報に発生した事故
- (6)被保険者が支出したと否とを問わず、違約金の支出に起因する損害賠償責任
- (7)被保険者の役員または個人情報共同利用者などからなされた損害賠償請求
- (8)個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことに起因してなされた損害賠償請求
- (9)被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しないまたは公表しないことに起因してなされた損害賠償請求
- (10)個人情報以外の情報の流出に起因してなされた損害賠償請求

## その他

- このパンフレットは「賠償責任保険」および「傷害総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または日本興亜損害保険株式会社までお問い合わせください。
- この保険契約は、社団法人日本社会福祉士会が契約者、会員の皆様を被保険者として保険会社と契約を締結する団体契約です。
- この保険契約は、次の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行なっております。各引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
  - <引受幹事保険会社> 日本興亜損害保険株式会社
  - <共同引受保険会社> 株式会社損害保険ジャパン、あいおい損害保険株式会社
- 損害保険契約者保護機構による保険契約者保護について  
引受保険会社が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行なわれた場合には、ご契約の際にお約束した保険金等が削減される場合があります。

- (11)次に掲げる事由を原因とする損害賠償請求
  - イ. 信用の毀損
  - ロ. 信用の失墜
  - ハ. 風評損害
  - ニ. 企業のイメージまたはブランドの劣化

など

### 【賠償責任—経済損害固有】

- (1)被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。)または他人に損害を与えることをこれらの者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- (2)業務の不具合改善または業務の再履行についてなされた損害賠償請求
- (3)特許権、著作権、商標権など知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- (4)被保険者の破産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害賠償請求

など

### 【賠償責任—受託物固有】

- (1)ご契約者、被保険者またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した受託物の盗取・詐取に対して負担する損害賠償責任
- (2)被保険者の使用人が所有または業務外の目的に使用した受託物に発生した損壊または紛失・盗取・詐取に対して負担する損害賠償責任
- (3)受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、黴、腐敗、変質、変色、錆、汗濡その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する受託物に発生した損壊に対して負担する損害賠償責任
- (4)原因のいかんを問わず、自然発火または自然爆発に起因して受託物に発生した損壊または紛失・盗取・詐取に対して負担する損害賠償責任
- (5)屋根、扉、戸、窓、通風口などから入る雨、雪などに起因して受託物に発生した損壊に対して負担する損害賠償責任
- (6)受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊または紛失・盗取・詐取に対して負担する損害賠償責任
- (7)被保険者が、委託者の承諾なく受託物を使用し、または第三者に保管させている間に生じた受託物の損壊または紛失・盗取・詐取に対して負担する損害賠償責任
- (8)受託物のうち自動車、原動機付自転車、船舶、航空機に発生した損壊または紛失・盗取・詐取に対して負担する損害賠償責任
- (9)受託物のうち、貨幣・紙幣・有価証券・印紙・証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨董品・勲章・徽章・稿本・設計書・雛型・その他これらに類する受託物の損壊または紛失・盗取・詐取に対して負担する損害賠償責任

など

### 【賠償責任—受託現金・貴重品固有】

- <1>受託物固有の(1)から(8)
- <2>次の①から④までに起因する損害
  - ①手形・小切手の不渡り・支払拒絶
  - ②金利負担
  - ③価値の下落
  - ④価格の変動

など

### 【ケガ—死亡・後遺障害保険金】

- (1)故意または重大な過失によるケガ
- (2)自殺行為・犯罪行為または闘争行為によるケガ
- (3)無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ
- (4)脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- (5)戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- (6)危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のケガ
- (7)自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ
- (8)事故発生時において満23歳以上の被保険者の日射、熱射による身体の障害

など

- ただちに、「事故報告書」(本ページ)をコピーの上、必要事項をご記入いただき、日本興亜損保までFAXにてご連絡ください。日本興亜損保より保険金請求に必要な書類・手続きをご案内いたします。  
※ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。  
※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 賠償事故の場合、示談に際して日本興亜損保の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 賠償事故の相手が被後見人の場合、加害者と被害者の関係が後見人と被後見人となることから利益相反の関係となります。この場合後見人本人のみで示談を締結することができないことから、原則として、後見監督人を選任していただき、後見人と後見監督人の間で示談を締結していただくこととなります。
- 賠償責任保険で対人賠償事故など重要な事故の場合、保険会社からの連絡を受けて、保険会社、日本社会福祉士会、弁護士などにて構成する事故審査会を開催し、事故処理にあたっての必要情報の入手を行います。重大案件の場合、この審査会での意見を参考に、保険会社の他担当弁護士が事故処理にあたります。(保険会社は被害者との示談交渉(示談代行)はできませんのでご了承ください。)

日本興亜損害保険株式会社

公務部 医療・福祉法人課 御中  
(FAX 050-1544-7356)

加入依頼人(被保険者)

住所

TEL

FAX

社会福祉士団体補償制度 事故報告書

1.	加入内容 加入プラン (○印を付けてください)	社会福祉士賠償責任保険制度 ( Aプラン ・ Bプラン ・ Cプラン ) 医療補償制度 ( Iプラン ・ IIプラン ・ IIIプラン ・ IVプラン ) 休業補償制度
2.	被保険者氏名	(フリガナ)  年齢 性別
3.	被保険者住所	連絡先 TEL
4.	事故日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃
5.	事故場所	
6.	事故原因・状況	
7.	ケガ・病気の部位・程度 (ケガ・病気・休業の場合)	入院 ( ) 日 ・ 通院 ( ) 日 ・ 休業 ( ) 日
8.	病院名 (ケガ・病気・休業の場合)	連絡先
9.	被害者氏名 (賠償事故の場合)	(フリガナ)  連絡先
10.	被害の程度 (賠償事故の場合)	
11.	損害の程度 (物損害の場合)	損害額見込 (約 円)
保険会社使用欄	保険種類	42.賠償 32.傷害(傷害・疾病・所得)
	証券番号	
	契約者	社団法人 日本社会福祉士会
	扱代理店	マッシュ (2076282)
	入金確認	年 月 日 精算済
	確認印	課支社長 担当者

【取扱代理店】株式会社 マッシュ

お問合せ先 TEL:03-5375-2713

[受付時間]平日の9:00~17:00(8/13~8/15、12/30~1/5を除きます。)

※契約に変更等は弊社ホームページ上(<http://mash-c.com>)にある「変更届出書」を印刷の上、ご記入いただき、FAXをお願いいたします。確認のために電話にてご連絡を差し上げます。

(本社)〒173-0012 東京都板橋区大和町48-15-307 (栃木支店)〒321-0131 栃木県宇都宮市宮の内4-150-6  
TEL:070-5598-6276 FAX:050-1544-7356

【幹事引受保険会社】日本興亜損害保険株式会社公務部医療・福祉法人課

〒100-8965東京都千代田区霞が関3-7-3

TEL:03-3593-6245 [受付時間]平日の9:00~17:00(12/31~1/4を除きます。) FAX:03-3593-5369

(引受保険会社)株式会社損害保険ジャパン あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

【団体契約者】公益社団法人日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543